

# 青森県農薬管理指導士認定事業実施要綱

昭和 62 年 10 月 15 日	制 定
平成 3 年 1 月 9 日	一部改正
平成 4 年 3 月 25 日	一部改正
平成 5 年 1 月 7 日	一部改正
平成 13 年 4 月 1 日	一部改正
平成 15 年 12 月 10 日	一部改正
平成 20 年 11 月 26 日	一部改正
平成 21 年 12 月 21 日	一部改正
平成 25 年 12 月 25 日	一部改正
平成 26 年 3 月 12 日	一部改正
平成 30 年 1 月 25 日	一部改正
令和 4 年 3 月 30 日	一部改正
令和 6 年 10 月 1 日	一部改正

## (目的)

第 1 この要綱は、農薬販売業者、農薬による防除を専門的業務とする防除業者及び農薬使用について指導的立場にある者等（以下「農薬取扱業者等」という。）に対して、農薬に関する専門的な研修を実施するとともに、農薬管理指導士として認定することにより、農薬取扱業者等の資質の向上を図り、もって本県における農薬の安全かつ適正な使用の推進に資するものとする。

## (農薬管理指導士の任務)

第 2 農薬管理指導士は、次に掲げる事項に留意し、販売業務及び防除業務、農薬使用の指導等を行うものとする。

- (1) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）、その他農薬に関連する法令の遵守
- (2) 農薬の特性、病害虫及び雑草の防除等に関する正しい知識の習得及び普及
- (3) 農薬を使用する者が遵守すべき基準等農薬の安全かつ適正な使用方法の遵守
- (4) 農薬使用に伴う人畜に対する危被害及び環境汚染防止
- (5) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）により毒物及び劇物に指定された農薬、水質汚濁性農薬並びに事故例が多く、特に注意を必要とする農薬の適切な取扱いと安全使用
- (6) 農薬の適正な保管・管理
- (7) 青森県農作物病害虫防除指針に基づく適正防除の推進
- (8) 農薬の飛散の防止
- (9) 農薬の使用状況の記帳推進
- (10) その他農薬の適正使用等に関することについて、知事が必要と認めるもの

### (認定要件)

第3 農薬管理指導士として認定を受けることができる農薬取扱業者等は、次の各号のいずれかに該当する、県内に居住若しくは県内の事業所に勤務する満20歳以上の者とし、別表に掲げる者は除く。

- (1) 農薬販売業者又はその従業員で、現に農薬の販売業務に従事している者のうち、実務の経験が概ね2年以上の者
- (2) 防除業者又はその従業員で、現に防除業務に従事している者のうち、実務の経験が概ね2年以上の者
- (3) 農薬使用について指導的立場にある者のうち、実務の経験が概ね2年以上の者
- (4) 上記の者のほか、農薬に関する知識及び実務経験を有する者で、知事が適當と認める者

### (研修及び認定試験)

第4 知事は、原則として毎年1回別に定める「青森県農薬管理指導士養成研修及び認定試験実施要領」に基づき、養成研修及び認定試験を実施するものとする。

2 知事は、既に農薬管理指導士の認定を受けた者で、認定期間満了後も認定期間の更新を希望する者に対し、更新研修を実施するものとする。

### (認定委員会の設置)

第5 知事は、県の関係職員、学識経験者等で構成する青森県農薬管理指導士認定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 研修のカリキュラムに関すること
- (2) 認定試験問題の作成に関すること
- (3) 試験結果の審査に関すること
- (4) その他必要事項

### (認定及び更新)

第6 知事は、認定試験の結果について委員会の審査を経た後、合格者を決定し、農薬管理指導士として認定するものとする。

2 農薬管理指導士の認定期間は5年間とする。

3 知事は、認定期間が満了する年度の農薬管理指導士が、第4の2による更新研修を受講した場合には、認定期間を更新するものとする。

4 知事は、認定期間の更新を希望する者から、認定期間が満了する年度の更新研修を特別の理由により受講できず、かつ受講延期の申し出があった場合は、翌年度の更新研修の受講により、認定を更新するものとする。

ただし、認定が満了した日から更新するまでの期間は、認定を停止するものとする。

5 他都道府県の農薬管理指導士に準ずる資格等を有する農薬取扱業者等のうち、第3の要件を満たす者が、第4の1による認定試験の免除を希望する場合は、申請

書（様式第1号）に資格等を証明する書類の写しを添え、知事に提出する。

知事は、当該申請者が第4の2による更新研修を受講した場合は、この者を農薬管理指導士として認定するものとする。

6 その他、認定及び更新に関して必要な事項は、知事が別に定める。

#### （認定証の交付、再交付）

第7 知事は、農薬管理指導士として認定した者に対し、認定証（様式第2号）を交付するものとする。

2 居住地の変更等により、前項で規定する認定証の記載内容について変更が生じた農薬管理指導士は、変更届（様式第3号）により知事に届出を行い、認定証の再交付を受けるものとする。

3 認定証を紛失又は破損した農薬管理指導士は、再交付申請書（様式第4号）により知事に申請を行い、認定証の再交付を受けるものとする。

#### （認定の取消し）

第8 知事は、農薬管理指導士が農薬取締法又はその他農薬に関する法令に違反した場合若しくは第3条の認定要件を満たさなくなった場合若しくは農薬管理指導士としてふさわしくない行為があったと認めた場合は、委員会の意見を聴した上で、農薬管理指導士の認定を取り消すことができるものとする。

#### （農薬管理指導士に対する指導等）

第9 知事は、必要に応じて農薬管理指導士に対して、第2の円滑な遂行を図るため、農薬の安全使用等に関する情報等の提供、助言、指導を行うものとする。

#### （その他）

第10 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 別表

- 1 心身の障害により農薬管理指導士の業務を適正に行うことができない者
- 2 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 3 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

様式第1号（第6関係）

## 青森県農薬管理指導士認定試験免除申請書

年　月　日

青森県知事殿

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

青森県農薬管理指導士認定試験の免除を受けたいので、認定証書等の写しを添えて申請します。

認定番号

# 青森県農薬管理指導士認定証

住 所

氏 名

上記の者を青森県農薬管理指導士として、認定する。ただし、認定期間は年3月31日年4月1日からまでとする。

年 月 日

青森県知事

印

様式第3号（第7関係）

## 青森県農薬管理指導士認定証記載事項変更届

年　月　日

青森県知事殿

住 所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

青森県農薬管理指導士認定証の記載事項について、下記のとおり変更しましたので、届出します。

記

1 認定番号 :

2 変更内容 : 住 所 ・ 氏 名 (該当するものに○)

【新】 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

【旧】 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

## 青森県農薬管理指導士認定証再交付申請書

年　月　日

青森県知事殿

住 所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記の理由により、青森県農薬管理指導士認定証の再交付を申請します。

記

【申請理由】